

(別紙)

諮問番号：令和8年諮問第11号

答申番号：令和8年答申第11号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があると主張して、取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成30年8月8日、審査請求人は、処分庁に対して法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和3年3月31日、処分庁は、審査請求人の母（以下「被相続人」という。）が死亡したとの情報提供を受けた。被相続人には、平成30年6月4日から、成年後見人が付されていた。
- 3 令和3年4月1日、処分庁は、審査請求人から、被相続人の相続財産を受け取れば保護を廃止してほしい旨及び被相続人名義で契約している現居宅から引っ越すことになる旨を聴取した。
- 4 令和3年4月2日、処分庁は、共同相続人である審査請求人の姉は、審査請求人が被相続人の全財産を相続してよいと話しているとの情報提供を受けた。
- 5 令和3年6月4日、処分庁は、審査請求人から、同年4月23日に成年後見人から相続財産等を受け取った旨及び東京への転居を希望している旨を聴取した。
- 6 令和3年6月7日、処分庁は、審査請求人から、被相続人が同年3月31日に亡くなり、同年4月23日に成年後見人から相続財産として140万円程度を受け取ったこと及び現在は目減りして110万円程度になっていることを聴取した。また、審査請求人は、保護を廃止してほしい旨を申し出た。処分庁は、審査請求人から、同日付けで収入申告書の提出を受けた。処分庁は、審査請求人に対し、保護の廃止をした場合、返還金が生じる可能性がある旨を説明した。審査請求人は、相続財産を東京への引越し費用に充てる予定であり、保護費を返還することとなれば生存権が脅かされる旨及び処分庁に事前に相談していたにもかかわらず、返還することとなるのはおかしい旨を主張した。処分庁は、審査請求人に

対し、課内で検討する旨を伝えた。審査請求人からは、具体的な自立更生経費として認められるような費目等の申し出はなかった。

- 7 令和3年6月11日、処分庁は、課内でケース診断会議を実施し、令和3年3月31日付けで審査請求人の保護を廃止し、同日以後支給済みの保護費20万7,583円及び医療扶助費1万8,180円の合計22万5,763円について、法第63条の規定により返還を求めることを決定し、同年6月15日付けで、費用返還額決定通知書及び履行延期申請書の様式を審査請求人宛て発出した。
- 8 令和3年6月18日、処分庁は、審査請求人から、履行延期申請書の提出を受け、同月22日付けで履行延期承認通知書を審査請求人宛て発出した。
- 9 令和3年6月28日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める本件審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

令和3年3月31日の被相続人死亡当時、被相続人の全財産は成年後見人の管理下にあり、審査請求人に当該財産が返還されたのは、同年4月23日であるため、法第80条の規定により返還させないことができる「やむを得ない事由」があるとして、同条の規定により返還を免除すべきであり、本件処分は誤りである。

成年後見人の死亡後、成年後見人は、家庭裁判所の許可に基づき管理業務等を行う権限がある（民法（明治29年法律第89号）第873条の2ただし書）。

処分庁は、成年後見制度及び成年後見に関する法令には一切触れていないが、裁判所の決定、許可等に基づく成年後見人の職務執行は、処分庁の決定に優越し、法第80条の免除要件を満たしている。

2 処分庁の主張

民法第882条及び第896条の規定により、相続は人の死亡によって開始され、相続人は、相続開始の時から被相続の財産に属した一切の権利義務を承継するとされている。

したがって、「法第63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」とされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社旗・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6の答(2)）。

本件処分は法令等に基づき行ったものであり、適法かつ適正なものである。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定等

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金

銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と保護の基準を定めている。

- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。

問答集問13の5の答(1)は、法第63条は、資力はあるがこれを直ちに最低生活のために活用できない場合にとりあえず保護を行い、資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に受給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきである旨示している。

- (3) 法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と規定している。
- (4) 相続は人の死亡によって開始され、相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第882条及び第896条）。したがって、法第63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである。遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象となる（問答集問13の6の答(2)）。

2 関係通知

法第63条の費用返還対象額については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1の(1)において、「原則、全額を返還対象とする」とした上で、その「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合には、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とされている。

この「次に定める範囲の額」のうち、自立更生費の取扱いについては、同通知1の(1)の④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度として保護の実施機関が定めた額」をその控除額としている。

また、同通知1の(1)の⑥において、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分に説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場

合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められない」と示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 被相続人に成年後見人が付されていた場合の相続による資力の発生時期について

相続は、死亡によって開始し（民法第882条）、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条）。相続をめぐる法律関係については、被相続人の死亡時という画一的時点をもって承継時点と定めている。したがって、被相続人の死亡時に成年後見人が付されていたとしても、相続による権利義務の承継時点は異ならない。

よって、処分庁が、法第63条の規定による費用返還の対象となる資力の発生時期を、被相続人の死亡時の令和3年3月31日であるとした点に、違法又は不当な点は認められない。

イ 法第63条の規定による本件処分の適否について

処分庁は、法第63条の規定による費用返還に係る自立更生費控除の認定を行うに当たり、ケース診断会議を実施し、組織的に検討していることが認められる。その上で、審査請求人から具体的に必要とする生活物品等の申出がないことを考慮し、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられ」るべきもの、あるいは「今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要」であるとすべき控除額は認められないと判断しており、当該判断が著しく妥当性を欠くとまでは認められない。

また、審査請求人から保護廃止の希望の申出があったことを踏まえて、相続財産から費用返還額を控除した残額により今後当面の生活費を賄うことができると判断し、保護廃止の決定を行ったものと認められ、その判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分の決定通知書とともに履行延期申請書の様式を送付し、その後、履行延期申請書を受理した上で、月額5,000円とする履行延期の承認決定をしており、本件処分に関して審査請求人の事情への配慮が認められる。

ウ 法第80条の返還免除事由の存否について

審査請求人は、保護廃止に伴い、法第80条の規定による返還免除を適用するべきであると主張する。しかし、同条の「やむを得ない事由」とは、「前渡した保護金品」を「消費し、又は喪失」して返還することができないことについてのやむを得ない事由をいう。相続財産を現に保有しており、現在の生活に全然余裕がないとは認められず、かつ、今後の生活指導の効果を上げるためにも免除が適当と

する特段の事情が認められない審査請求人について、同条の返還免除の適用はないと判断した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

エ 自立更生経費控除に係る処分庁の説明について

処分庁は、審査請求人から、保護を廃止してほしい旨聴取した際に、審査請求人から自立更生経費と認められるような費用について、事前に申し出がなかったことから、申請がないものとして判断している。しかし、処分庁は、審査請求人から、保護廃止後の引越し予定等について聴取しているのであるから、保護費の返還についての根拠となる条文や、法第63条の規定による費用返還決定処分に係る自立更生費控除についても、丁寧に説明すべきであったことを付言する。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年5月20日 審査庁が審査会に諮問

令和8年6月5日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年7月16日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年7月17日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分の争点は、審査請求人が法第63条にいう資力を有するに至った時期、同条の規定による本件処分の適否及び法第80条に規定する返還免除事由の存否であると認められるから、これらの争点について、以下検討する。

2 審査請求人が法第63条にいう資力を有するに至った時期について

(1) 法第63条の資力について

ア 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を規定する一方で、同条第3項は、同条第1項の規定につき、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨を規定している。

これは、生活に困窮する者が、法第4条第1項の「利用し得る資産」等を有するものの、これを直ちに現実に活用することが困難であって急迫の事由がある場合には、例外的に、保護を受けることができることとしたものと解される。

このことに照らせば、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」とは、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であるか、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれると解される。

イ 法第63条は、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があるにもかかわらず、同条第3項の保護を受けた者が、その資産を現実に活用できる状態になった場合に、保護費の返還義務を負うことを定めるものと解され、このことから法第63条の「資力」とは、法第4条第1項の「利用し得る資産」と基本的に同義であって、有していた資産を直ちに現実に活用し得たか否かは、法第63条にいう「資力」があったか否かを左右するものではない。

(2) 審査請求人が資力を有するに至った時期について

民法の規定によれば、相続は、死亡によって開始し（民法第882条）、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条）とされ、本件においても審査請求人は、被相続人の死亡時点から相続を開始したことが認められる。

そして、審査請求人は、被相続人の全財産について、被相続人の死亡時から審査請求人に返還されるまでの間、成年後見人の管理下にあった旨を主張するが、(1)に述べるとおり法第63条の「資力」には、その性質上直ちに処分することが事実上困難であるか、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれると解されるから、被相続人の全財産が成年後見人の管理下にあったか否かにかかわらず、審査請求人は、被相続人の死亡時点において、法第63条にいう「資力」を有するに至ったと解するのが相当である。

3 法第63条に基づく本件処分の適否について

法第63条は、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と規定しており、返還額の決定は保護の実施機関の裁量に委ねられている。

また、平成24年課長通知では、法第63条に規定する返還について、原則、受けた保護金品の全額を返還の対象としつつ、収入があったことを契機に保護から脱却する場合にあっては、自立更生のために真に必要と保護実施機関が認めた額の範囲で、返還額から控除して差し支えないこととされている。

本件についてみると、審査請求人から処分庁に対し、具体的に必要とする生活物品等の申出はなく、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と認められる特段の事情も認められないところ、処分庁は、これらの状況に鑑み、審査請求人が相続を開始した日以後に受けた保護金品の全額の返還が相当であると判断したものと解されるから、当該処分庁の判断は、法第63条の規定及び平成24年課長通知に照らして妥当性を欠くものではない。

そして、1及び2に述べるとおり審査請求人は、被相続人の死亡日において、法第63条の「資力」を有するに至っているため、同日以後に受けた保護については、同条に規定する「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するから、同条の規定により、同日以後に審査請求人が受けた保護金品の全額の返還を求めることとした本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

4 法第80条に規定する返還免除事由の存否

法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」と規定しており、同条の趣旨は、前渡された保護金品を例外なく返還を強制されることとなると、再び被保護者となるおそれがあり、自立を妨げることにもなるため、前渡した保護金品を返還させるか否かの判断については、保護の実施機関に委ねられたものであると解することができる。

審査請求人は、被相続人の死後、被相続人の全財産は、当該者の成年後見人の管理下にあったことから、本件は、法第80条の「やむを得ない事由」に該当し、同条を適用して保護金品の返還を免除すべきである旨主張するが、審査請求人は、被相続人の死亡時点において相続を開始しており、本件処分の直前において、未だ返還すべき保護金品の金額を上回る資力を有していたことが確認されていることから、当該保護金品の返還をすることができないやむを得ない事由に該当するとは認められない。

したがって、本件は、法第80条の規定及び同条の趣旨に照らし、同条の適用により返還が免除されるべき状況にあるとはいえず、審査請求人の主張には理由がない。

5 以上のとおり、処分庁は、本件処分は、法令等の規定に基づき適切に行われたものと認められるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳